

令和3年度第1回富田林市都市計画審議会 議事要旨

令和3年11月19日開催

議案（富田林市決定）

・議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

都市計画法第8条に規定される地域地区の一つである生産緑地地区のうち、生産緑地法第10条に基づく買取り申出があり、令和2年5月から令和3年4月までに行為制限が解除されたもの及び生産緑地法第8条の通知があったもの並びに令和3年5月1日から6月30日までに追加指定の申出があったものについて、以下のとおり議決しました。

(変更前)		(変更後)
面積：約54.81ha	→	約53.95ha
地区数：267地区		265地区

報告1（富田林市決定）

・報告1 特定生産緑地地区の指定について

生産緑地法の改正により「特定生産緑地制度」が創設されたことに伴い、令和元年10月1日から令和3年10月31日までに特定生産緑地地区の指定希望申請を受け付けたものについて、報告しました。

報告2（富田林市決定）

・報告2 立地適正化計画について

居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランで、市町村マスタープランの高度化版とされている立地適正化計画を策定するにあたり、計画の概要及び市の現状と課題について、報告しました。

報告3（富田林市決定）

・報告3 南部大阪都市計画大阪狭山市東茱萸木・富田林市伏山地区地区計画の変更について

「南部大阪都市計画大阪狭山市東茱萸木・富田林市伏山地区地区計画」について、変更内容を報告するとともに、改めて提案内容、協議経過及び今後の流れについて、報告しました。

変更内容：約0.3haの区域拡大、一部土地利用の変更

報告4（富田林市決定）

・報告4 南部大阪都市計画錦織北二丁目第2地区地区計画について

「南部大阪都市計画錦織北二丁目第2地区地区計画」について、提案内容及び今後の流れについて、説明しました。

計画区域面積：約3.15ha、建物用途：物品販売店舗